

大阪府後援名義使用事業実施報告

令和4年11月7日

大阪府知事様

(申請者)住所 大阪市西淀川区野里 2-16-24

団体名 少年犯罪被害当事者の会

代表者職・氏名 代表 武 るり子

電話番号 06-6478-1488

令和4年6月8日付け治第1234号で大阪府後援名義使用承認のあった事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 シンポジウム「第24回WILL もうひとつのこどもの日」
- 2 実施期間 令和4年10月8日(土)
- 3 実施場所 実施場所 施設名 大阪市立西区民センター  
所在地 大阪市西区北堀江4丁目2番7号
- 4 主催(共催を含む)者名 少年犯罪被害当事者の会
- 5 後援・協賛等の行政機関及び団体名(ただし、大阪府を除く)  
後援: 大阪市  
協力: 大阪被害者支援アドボカシーセンター  
京都犯罪被害者支援センター
- 6 事業内容  
別添資料のとおり

## 7 事業の成果

○ 参加者 200 人

○ 報道機関

京都新聞、読売新聞、朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、神戸新聞、NHK、読売テレビ、関西テレビ、毎日放送、テレビ大阪、

○一部では、

壇上に 22 人の子供たちの写真を飾り、事件紹介をしました。

一年に一回だけでも「WiLL」の場所で忘れられた子どもたちのことを思いながら、その思いをみんな  
で共有する時間を過ごすことが出来た。

○二部では、

今年の 4 月に成年年齢が 18 歳に引き下げる改正民法が施行され、併せて、改正少年法も施行された。  
さらに、今年の 6 月には、矯正施設入所の初期段階から被害者の心情を加害者に伝える制度の創設や、  
保護観察の遵守事項に被害弁償の状況を申告させるなどを加えた刑法等の一部改正が成立して、2023  
年以降の施行に向けた検討が始まっている。

○会では、この数年は特に、多くの加害者が謝罪もせず、損害賠償責任すら逃れようとする現状を訴  
え続けてきた。

そして、ようやくそういった課題が国に届き、制度の整備が検討される段階になったので今回も、国  
の制度の不十分さなどから、最愛の人を奪われてなお、何度も傷つけられてしまう遺族 4 人の現状を  
訴え、今後どんな制度が必要なのかを制度を作る法務省の担当者 2 人と一緒に考えることが出来た。  
○壇上に上がってもらった法務省の担当者 2 人だけでなく、会場には、たくさんの関係者が来てくだ  
さり、その人たちとも一緒に問題を考える時間を持ち話げできた。

新しくできる制度に期待が持てた。

○今年、編集をした後、又、YouTube 動画で配信する予定。

今年、3 年ぶりだということもあってか、WiLL も 24 回目となり、これだけ続けてこられたのは、  
若い学生スタッフ、OB、そしていつも応援して下さる皆さんのおかげだと改めて実感した。とって  
も嬉しくありがたいと思った。

これからは色々な人たちに関心を持ってもらうこと、新しい制度ができること、そしてそれが適正に  
運用されることで、少しでも被害者が苦しまないようになってほしいと願い、しっかりその現状を見  
続けていきたいと思う。

命の大切さにもつながり、いじめはしない、暴力を起こしてはいけないという事を知ってもらいた  
い。そして、その事が、私たちの目指すこれ以上子ども達を被害者にも加害者にもしない事につな  
がると思う。当事者とそうではない人の距離を少しでもなくしていくために、これからも焦らずおごら  
ず話し続けていく場所「WiLL」でありたい。